

幸福管理社会 (誌上シンポジウム 幸福について)

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-11-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 原田, 伸一朗 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00009213 |

幸福管理社会

Happiness-Controlled Society

原田伸一朗

Shinichiro HARATA

静岡大学大学院情報学研究科・講師

harata@inf.shizuoka.ac.jp

1. はじめに

「幸福」というテーマでシンポジウムをおこなうことになったためか、近年、国・自治体の政策目標としても、社会科学の研究文献においても、「幸福（Happiness）」という言葉がしばしば掲げられているのが目に付くようになった。筆者は元来、法学¹の専攻であるため、個人の「善き生」の次元の問題、主観性の強い、ともすれば宗教色をも帯びがちな概念である「幸福」が、このような形でもてはやされている状況には違和感を持っている。貧困や欠乏から免れるというだけならば、「福祉」でも十分なはずであるが、「幸福」という言葉は、個人の内面にも迫る強い訴求力を持つがゆえに、現代、価値理念として（おそらく再び）クローズアップされているのであろう。その勢いは「自由」をも凌駕すると言っても過言ではない。すなわち、「幸福」でありさえすれば、「自由」がなくても構わないという考え方も現実的になりつつある。むしろ、職業選択にしろ、家族選択にしろ、「自由こそが不幸の元凶である」という謂いのほうが、現代人の耳に馴染みやすい。

本稿は、シンポジウム聴講者である学生世代の実感にできるだけ寄り添うため、最近のコンテンツを手がかりに、「幸福」という概念を「自由」と照らし合わせながら論じる小論である。

タイトルは、筆者が本学で担当している講義「情報管理社会論」になぞらえている。管理・規制されることによって我々が手にする「自由」ないし「幸福」もあるとすれば、いかにして管理・規制を有効に批判することができるのか／できないのかという問題意識を、本稿と共有している。

2. 「こちら、幸福安心委員会です。」

ボーカロイド「初音ミク」のヒット曲の一つに「こちら、幸福安心委員会です。」（作詞：鳥居羊、作曲：うたたP、イラスト：wogura、2012年）というものがある。現在もニコニコ動画やYouTubeでオリジナル動画を視聴することができるが、静かな出だしを裏切って、途中でメロディ・歌詞・イラストが三拍子揃ってダークな雰囲気へと急転換することが特徴的な作品である。エレクトロックなメロディ、不気味な笑みを浮かべる初音（サイレン）、そして「幸福なのは義務なんです」というフレーズが連呼され、最後は「幸せじゃないなら 死ね」とのつぶやきで締めくくられる。ボーカロイド（音声合成ソフトウェア、ボカロとも）は、クリエーターの創意工夫により、どのような歌でも歌わせることができるが、多様なジャンルの曲が生まれ出されているボカロ曲の中でも、不穏な歌詞

も相まって、とりわけ異彩を放っている作品と言える。

この作品の背景にある世界觀は、作詞者・鳥居羊が自ら執筆したいわゆる「ボカロ小説²」である『こちら、幸福安心委員会です。』シリーズ³によって、さらに敷衍されている。絶対女王サイレン（その正体はAI）が統べる「みずべの公園市国」では、国民の幸福と安心は、「幸福安心委員会（幸安委員会）」によって管理・統制されている。そのための監視ギミックは周到に整えられ、当然のように情報統制もおこなわれている（不思議と作中では「幸福」の内実には言及されることが少なく、やや物足りなさが残る）。国民すべてが幸福であるという「幸福度 100%」を達成するため、不幸な者をいち早く発見し、「義務としての幸福」を強いる一方、体制に不満を持つ「不幸分子」の処刑も同時に進行している。「包摂（inclusion）」と「排除（exclusion）」の二面作戦とも言えよう。「幸せじゃないなら 死ね」という歌詞の一節が、いみじくも後者を示唆しており、権力作用のベクトルが国民の幸福を保障するのみではないところが、この仮想国家における理想の本末転倒ぶりを示している。

著者はあとがきで、この作品のベース（リスペクト元）として、アメリカ生まれのTRPG（テーブルトーク・ロールプレイングゲーム）である「パラノイア」を示唆するほか、ジョージ・オーウェル『1984年』などのディストピアSFを挙げている。人々の思考・行動が管理され、自由が奪われている監視社会・管理社会を描くこのジャンルの作品としては、オルダス・ハクスリー『すばらしい新世界』、レイ・ブラッドベリ『華氏451度』などの古典があるが、近年の日本でも、有川浩の小説『図書館戦争』シリーズや、テレビアニメ「PSYCHO-PASS サイコパス」など、現代社会の空気感や情報技術の発展をも踏まえた新しい道具立ての作品も次々に生み出されている。とうとう「ボカロ小説」のジャンルにまで、こうしたディストピアSFの系譜

に連なる作品が生まれたことは注目に値する。

3. 管理されたがる若者

ボカロ曲「こちら、幸福安心委員会です。」やその派生作品のヒットが、ただちに、「幸福は自ら求めるものではなく上から与えられるもの」というコンセプトへの最近の若者の共感を示しているということには当然ならない。むしろ、幸福がそのような形で行き渡る社会を「ディストピア」（反ユートピア）と捉える皮肉や批判的意識込みで、「ネタ的に」受容されていると言ってよい。実際、多くのディストピアSFにおいて、主人公は監視・管理体制に疑問を抱き、自由を求めてそれに反逆する者として設定されている。

しかしながら、現実には、職業やライフスタイルの選択において高い自由度を手にした日本の若者は、その自由の大きさと、それに伴う「自己責任」要求の苛烈さに苦しんでいる。他人との比較による劣等感に苛まれながら、「自分探し」を執拗に続けなければならない「就活苦」の様相は、朝井リョウの直木賞受賞作『何者』（新潮社、2012）において、気味が悪いほどリアルに描かれている。このような理不尽な就職活動をおこなわずとも、自分の個性・適性にマッチした職業を上位者やシステムが発見し、「最適配置」してくれることを望む若者がいても不思議ではない。与えられるほうが格段に「楽」だからである。しかも、「就活」が終わればじきに「婚活」も待っている。

冷戦後生まれの若者には、共産主義体制を心の底から恐怖するというよりも、思想的抵抗感の薄れから、むしろそれがユートピアに見えてくるということもあり得ない話ではない。事実、一部に、共産主義ならぬ「共産趣味」と呼ばれる、旧共産圏への関心やあこがれも生まれているらしい。ディストピアSFの多くは、まさに共産社会をモチーフの源泉にしていたのであった。動物のように管理されることで、住居があり、安定した正規の職があり、結婚でき、メタ

ボではなく、健康な身体があり、ストレスフリーで、気の合う友達も多い、若者用語で言う「リア充」（仕事にプライベートにとリアルの生活が充実していること）ないし「勝ち組」という幸福状態が手に入るとすれば、なおさらである。そして、情報社会のさまざまなアーキテクチャ、「見えない権力」が、自ら考え、選択しなくとも、秩序や幸福が得られるように人々を操作・統率しあげているのである。

4. FREEDOM TO BE (UN) HAPPY

幸福の強制は、決して絵空事ではなく、現実に進行していることでもある。「幸福」が政府の政策課題になり、就業、婚姻、健康などさまざまな観点から数値化・情報化されつつあるが、そのように客観的には指標化され得ない部分をこそ、「福祉」とは異なる「幸福」の領域として残しておくべきなのではないだろうか。何を以て幸福とするか、共通の基準を設けるのではなく、あくまで個人個人が幸福を感じるかがすべてであるという「自由」の領域に委ねることで、むしろ「幸福」という概念が活きるものと思われる。「幸福」は、せいぜい「幸福感」「幸福度」としてしか政策的には議論し得ないものであろう⁴。

「幸福」に関して自他の認識が食い違うことは、「体に悪い」とされる各種の嗜好品、喫煙や麻薬使用の自由、冒険・危険行為の自由、究極的には自殺する自由といった局面で顕わになる。法哲学においては、「バターナリズム」の是非、「自己決定権」には「愚行権」も含まれるかといった形で定式化されている問題である。本人にとっては「幸福」と感じられることであっても、自由は自己破壊を伴うこともあるため、その自由行使が他者から見れば「幸福」への選択とはとても思えないこともある。「自由か幸福か（いずれを取るか）」ではなく、「自由ありきの幸福⁵」という考え方からすれば、彼に自由を全うさせることこそが彼の幸福そのものなのであるから、いかに愚行に見えても、

それを妨害することはできない。他者の目には、個人の「不幸になる自由（権利）」を認めか否かという問題になるが、本人はあくまで「幸福になる自由（権利）」を行使しているつもりなのである。バターナリズムの論理からすれば、「それはあなたにとって（も）幸福ではない」となお言ふことは可能であるが、そうした干渉は、わたしの幸福を強いるのではなく、わたしの幸福をあなたの幸福に置き換えようとする点で、個人の自由・幸福への最大の侵害となるであろう。自らの死を自己決定する「自殺」は、最も人間らしい、究極の自由の発露とも言えるはずであるが、「それは真の自由意思によっておこなわれたのではない」、「鬱や生活苦がそうさせたのだ」と言い募り、「不幸な死」とみなして侮蔑と憐憫の目を向ける者は、幸か不幸か、絶えることはない。

日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定する。法令用語としては馴染まない⁶「幸福」という言葉が用いられているのは、GHQ草案において、アメリカ独立宣言に見える「pursuit of happiness」を引いたことに由来する。「幸福追求権」は、講学上、「包括的基本権」の補充的性格（他の個別の条文によっては保障されていない権利の根拠として用いられる）に注意が向けられるためか、「幸福追求」という字義から素直に人々が連想するものについて正面から探究されることは少ない。

「エホバの証人」輸血拒否事件最高裁判決⁷は、信仰上、他人からの輸血を拒否していた患者に対し、医師が手術中に救命のためにやむを得ず輸血をおこなった事案において、医師の説明不足により、患者が「輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において同人の人格権を侵害したもの」として、医師の不法行為責任を認定した。他者から

見れば馬鹿げているように見える個人の自己破滅的な信念も、当人にとってはそれこそが生きる（死ぬ）意味であるとして尊重した事例と言えなくもない。憲法25条の「生存権」規定や「福祉」には解消・回収されない、むしろそれに背反しさえする個人の人格的利益を救う局面でこそ、「幸福」という概念が活きるのではないか。

5. おわりに

最近のライトノベルやマンガのタイトルには、現代の若者が何を以て幸福・不幸とするか、その一端が率直に吐露・反映されていると見ることもできる。『僕は友達が少ない』、『私がモテないのはどう考えてもお前らが悪い！』などのように、文の形をそのまま作品のタイトルにするのが最近流行しているせいもある。中でも、「ぼっち」（ひとりぼっちから来たスラング）になる恐怖は、中高生はおろか、クラス単位での行動が少なくなる大学生にとっても喫緊かつセンシティブな問題となっているらしく、ぼっちのサバイバルをテーマとした「ぼっち小説」と称すべき作品群もある。

SNSが「リア充」アピールの道具として用いられ、常に自分が「幸福」であるよう周囲に見せかけることを強いられているように見える。アイドルライブに出かけては「多幸感」という言葉を濫発する一方、何かについて「不幸だ」とつぶやく者もいる。しかし、そうした「不幸自慢」も、同型のメンタリティがなせる、リア充アピールの正確な裏返しである可能性が高い。「人の不幸は蜜の味」、ネットスラングで「メシウマ」（飯が旨い）と言うように、他者に対する優越感こそが幸福感の大部分を占めていることは、残念ながら否定しがたい。年収が倍も異なる人とはそもそも比べもしないが、時給が820円の自分と830円の同僚とでは、その微々たる差も気になって夜も眠れないということになる。特にその同僚が自分よりさほっている場合はなおさらである。人間は、得てして絶対量より相対差を気にするものなので、「平等」で

は決して幸福ではないというややこしさもある。

現代人の「幸福強迫症」に付ける薬はあるのだろうか。みんなが幸福になれるようシステム・アーキテクチャによって幸福が管理された社会がその処方箋とならないことを祈るばかりである。

注

1. 法と幸福の関わりを論じる最近の文献として、John Bronsteen et al., *Happiness and the Law* (University of Chicago Press 2015) がある。
2. ボカロ小説とは、単に「ボーカロイドをキャラクターとして登場させた小説」ではなく、「ボーカロイド楽曲の世界観を小説化したもの」、すなわち、音楽を小説にメディア変換・アダプテーションしたものというところに本質がある。
3. 現在、『こちら、幸福安心委員会です。』(2013)、『こちら、幸福安心委員会です。: 女王様と永遠に幸せな死刑囚』(2013)、『こちら、幸福安心委員会です。: 女王様とハピネス・サマー・ゲーム』(2014)、『こちら、幸福安心委員会です。: 女王様と世界線上カラミティ』(2014) の4巻が刊行されている。いずれも鳥居羊著、PHP研究所刊。
4. 古市憲寿『絶望の国の幸福な若者たち』(講談社、2011) は、格差社会と言われつつも、多くの若者が今の生活に満足している実態を示す。
5. 苦野一徳『「自由」はいかに可能か：社会構想のための哲学』(NHK出版、2014) 96頁参照。また、自由と幸福の関係（観）の変遷については、大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か？: 二一世紀の〈あり得べき社会〉を問う』(筑摩書房、2014) も参照。
6. 試みに法令データ提供システム (<http://law.e-gov.go.jp/>) で検索した限りでは、日本の法令で「幸福」という言葉が用いられている

のは、日本国憲法、学校教育法、国民の祝日に関する法律、高齢社会対策基本法、スポーツ基本法の5法のみであった（2015年1月18日現在）。

7. 最判平成12年2月29日民集54巻2号582頁。